

第 3 期長浜市定住自立圏共生ビジョンの策定について（報告）

1 策定の趣旨

平成 28 年 3 月 25 日に策定した長浜市定住自立圏共生ビジョン（以下、「共生ビジョン」という。）の期間が令和 2 年度で満了することに伴い、令和 3 年度以降も引き続き、圏域全体の活性化を図ることを目的に第 3 期共生ビジョン（令和 3 年度から 7 年度まで）を策定する。

2 これまでの経過と今後のスケジュール

令和 2 年 9 月 25 日：共生ビジョン懇話会（素案への意見聴取）

11 月 19 日：議会報告（経過報告）

令和 3 年 2 月 19 日：共生ビジョン懇話会（最終報告）

3 月 17 日：議会報告（最終報告）、計画公表

3 第 3 期定住自立圏共生ビジョンの概要

別紙「第 3 期長浜市定住自立圏共生ビジョン概要版」のとおり

4 策定の考え方と変更点

○策定の考え方

本市は合併 1 市圏域を形成しており、定住自立圏構想の意義は総合計画に包摂しているため、現行共生ビジョンを踏襲しつつ、各政策分野に掲げる取組内容を網羅することを前提に、定住自立圏形成方針の「取組の内容」や「機能分担」と真に合致する事業や、国からの各種支援策を最大限活用できる事業を選定し、効率的かつ効果的な計画を策定する。

また、新型コロナウイルス感染症により顕在化した課題を解決する情報ツールを充実することにより、共生ビジョンに掲載する取組を推進し、圏域全体の均衡ある発展を目指す。

○主な変更点

上記策定の考え方を基に掲載事業を選定し、掲載項目や事業を見直しました。

掲載項目 17 項目 → 16 項目

（水道の整備・統合について事業を完了し、業務を長浜水道企業団に移管したため）

掲載事業 103 事業 → 44 事業

第3期長浜市定住自立圏共生ビジョン【概要版】

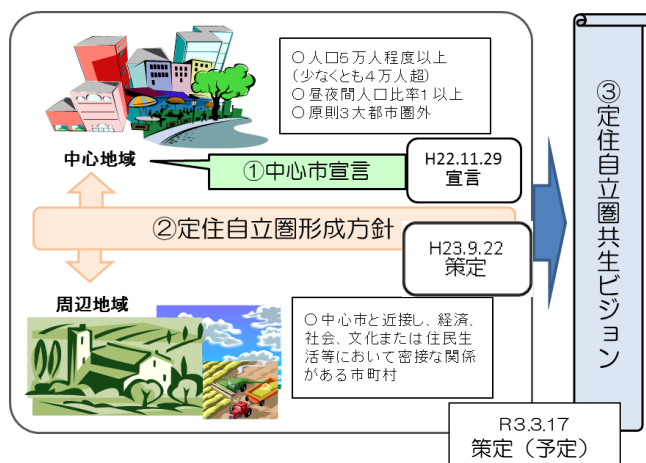
◆定住自立圏構想の基本的な考え方

「中心市」の都市機能、「周辺市町村」の環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して相互に役割分担し、定住の受け皿を形成します。

◆長浜市のこれまでの取組

1. 平成22年11月29日に、圏域における中心的な役割を担う意思を表明する「中心市宣言」を行いました。
2. 平成23年9月22日に、中心市宣言に基づき、圏域全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、中心地域と周辺地域が様々な分野で連携を図る旨を規定する「定住自立圏形成方針」を議会の議決を経て策定しました。
3. 令和2年9月25日及び令和3年2月19日（予定）に、学識者や民間団体、地域の関係者等で構成する「共生ビジョン懇談会」を開催し、具体的に推進する取組等を記載した「定住自立圏共生ビジョン案」について議論しました。
4. 令和3年3月17日に、長浜市議会総務教育常任委員会へ報告し、「長浜市定住自立圏共生ビジョン」の策定を行います。

【定住自立圏形成までの流れ】



◆定住自立圏の名称、圏域の区域、計画期間

【定住自立圏の名称】

長浜市定住自立圏

【圏域の区域】

長浜市

- 中心地域：長浜地域
- 周辺地域：虎姫地域、湖北地域、高月地域、木之本地域、余呉地域、西浅井地域

【計画期間】

令和3年度～令和7年度までの5年間
(毎年度所要の見直し)

◆定住自立圏形成によりめざす圏域の将来像

新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜

- 当圏域では、1市6町による広域合併以前から、中核的な医療機関や福祉・教育環境など、すでに一定の都市機能が集積し、経済・文化・社会の中心的な役割を担ってきた中心地域と、豊かな自然と景観に囲まれた緑豊かな周辺地域を一体とした住民の生活文化圏が形成されてきました。
- 多様な自然、文化、ライフスタイルを有する地域特性と、商業やモノづくりの盛んな地として地域活力の創出を図ってきた産業特性を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症により顕在化した課題を解決する情報ツールを充実することにより、圏域全体の一体感の醸成と住民と行政の協働による様々な取組の推進、さらには、新たな成長戦略の展開や農林水産業の振興、地域文化を活かした観光産業の振興などを図ることで、圏域全体の均衡ある発展をめざします。

◆形成方針に基づき推進する具体的な取組

定住自立圏形成方針に基づき推進する取組は、3つの政策分野（「①生活機能の強化」「②結びつきやネットワーク強化」「③圏域マネジメント能力強化」）16項目です。

その具体的な内容は、裏面のとおりです。

1. 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

(ア) 地域医療体制の充実

- 中核病院の機能充実に加え、中心地域・周辺地域の病院と診療所等との連携を強化します。
- へき地医療の維持確保、休日急患診療所の設備・機能等を充実等とともに、医師・看護師の人材確保に取り組みます。

イ 福祉

(ア) 子育て支援体制の充実

- 一人ひとりの子どもの育ちを総合的、継続的に支援する体制づくりを推進します。
- 関係機関との連携のもと待機児童の解消や子育て支援ネットワークの充実を図るなど、地域全体で安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。

(イ) しょうがい者児・高齢者福祉サービスの充実

- しょうがいのある人へのきめ細やかな支援体制の充実と、支援拠点の整備を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、健康づくりやしょうがい対策、介護予防及び生活支援対策の推進を図ります。
- 地域に密着した介護サービスの基盤整備を推進し、地域包括ケア体制の充実を図ります。

ウ 教育

(ア) 高等教育機関との連携、知的資源の活用

- 圏域内外の高等教育機関との連携を推進するとともに、高等教育機関の研究フィールドとしての受入等を通じ地域振興と地域の情報発信を図ります。

(イ) 教育環境の整備、充実

- 安全安心でよりよい教育環境を維持していくために、教育施設の整備、充実を図るとともに、学校の適正規模や適正配置について検討します。
- 地域に関かれ、地域の創意工夫を生かした特色ある教育に取り組みます。

エ 産業振興

(ア) イノベーション施設等を活用した新たな地域産業の創出

- 長浜バ イ大学、長浜バ イイノベーションセンター及び長浜サイエンスパーク立地企業等と提携して、バ イ産業を中心とした新たな地域産業の創出を図ります。

(イ) 企業立地及び既存産業支援による雇用の創出

- 地域経済を支える地元企業の経営基盤の強化するための支援制度を充実するとともに、積極的な企業誘致に努め、雇用の場の創出を図ります。

(ウ) 中心市街地の整備及び商業の振興

- 交流と賑わいの核となる中心市街地に都市機能を集積し、機能性の高い商業空間を形成するとともに、地域の特性を活かした商業振興を図ります。

(エ) 宿泊滞在型観光の推進

- 豊かな自然や歴史文化など多くの地域資源を最大限に活かした取組を進め、さらにはこれらを活用し新たな観光拠点の整備とネットワーク化を図ります。

- グリーンツーリズムや農家民泊などをはじめとした受入体制づくり、広域観光ルートの整備や着地型観光拠点の整備を進めます。

(オ) 農林水産業の振興及び地場産品の流通拡大

- 付加価値の高い農林水産物の提供を図るとともに、地場産品のブランド化などにより、持続可能な農林水産業の振興を図ります。

オ 防災体制の整備

(ア) 防災体制の整備

- 圏域の防災情報を一元的に収集伝達するため、防災行政無線の整備（デジタル化・運用の一元化）を図り、効率的な地域防災システム構築を推進します。

2. 結びつきやネットワーク強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(ア) 持続可能な公共交通の維持確保

- 圏域全域に JR 北陸本線の駅が設置されており、圏域内あるいは圏域外への移動手段の確保として、ダイヤの充実を図ります。
- 地域内における路線バス、デマンドタクシー等の2次交通については、通勤・通学・買い物・通院等日常生活における利便性の確保と持続可能な運行体系の構築を図ります。

イ 交通インフラの整備

(ア) 生活幹線道路等の整備

- 市民生活、産業活動に密接に関わる中心地域と周辺地域を結ぶ主要な幹線道路を整備し、国県道へのアクセスをスムーズにし、快適で安全安心な道路整備を図ります。

ウ 生産者や消費者等の連携による地産地消

(ア) 圏域内における地場産品の消費推進

- 圏域内の直売施設等を通じた消費の拡大や学校給食等に地元食材を積極的に導入するなど、圏域における地産地消の拡大を図ります。

3. 圏域マネジメント能力強化に係る政策分野

ア 人材育成

(ア) 職員の育成

- 地域の課題解決に向けて、政策形成能力を持つ職員の育成に取り組みます。

(イ) 市民活動支援の拡充

- 各種市民団体や地域づくり協議会等への活動支援や活動の場づくりを進めるほか、地域間の連携強化や相互交流など全市的なネットワークを構築します。